第１号様式　別紙１　　（令和 7 年度計画分　事業活動環境計画書）

氏名 (法人にあっては名称)	広島市教育委員会
住所	広島県広島市中区国泰寺町一丁目４番２１号
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日
基準年度(*1)	令和 6 年度

１　事業者の要件（⑴、⑵については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量）

該当する事業者の要件	☑ ⑴原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上（特定事業者） ☐ ⑵エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上（特定事業者） ☐ ⑶特定事業者以外の事業者

２　事業の概要

事業者の業種	市町村機関 （主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号：　９８２１　）
事業の概要	広島市教育委員会事務局及び所管する幼稚園及び学校、教育機関を管理し、教育行政を自主的かつ総合的に実施する。

３　温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

本市では、「広島市地球温暖化対策実行計画」を策定しており、広島市教育委員会においても、同計画に準じて、本市独自の「環境マネジメントシステム」で定められた体制のもと、計画の推進に取組でいる。

４　温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

⑴　温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項　　目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和 6　年度	令和7～令和9年度 （平均値）	((a-b)/a)×100 (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	37,157　t-CO_2	36,419　t-CO_2	2.0　%
温室効果ガスみなし排出量(*6)		36,419　t-CO_2	2.0　%
目標設定の考え方	省エネ法の判断基準である、前年度比1%を削減目標とする。		

*1　基準年度とは、温室効果ｶﾞｽの抑制度合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去３か年度の平均値とすることができる。

*2　特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。

*3　原油換算ｴﾈﾙｷﾞｰ使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。

*4　温室効果ｶﾞｽ排出量とは、二酸化炭素（ｴﾈﾙｷﾞｰ起源のもの及び非ｴﾈﾙｷﾞｰ起源のもの）、ﾒﾀﾝ、一酸化二窒素、ﾊｲﾄﾞﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ、ﾊﾟｰﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ及び六ふっ化硫黄）の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。

*5　温室効果ｶﾞｽ実排出量とは、上記(*4)のうちｴﾈﾙｷﾞｰ起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ｶﾞｽ排出量が特定事業者単位で3,000ﾄﾝ以上のものの排出量の合算をいう。

*6　温室効果ｶﾞｽみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ｶﾞｽみなし排出量は、温室効果ｶﾞｽ実排出量と等しくなる。

⑵　事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標　（※任意記載）

事業分類	基準年度の実績 a 令和 6　年度	計画期間の目標 b 令和7～令和9年度 （平均値）	削減量の対基準年度比 ((a-b)/a)×100
			%
			%
			%
原単位の指標及び目標設定の考え方			

⑶　温室効果ｶﾞｽ実排出量の抑制に関する措置の内容

広島市で策定している「広島市地球温暖化対策実行計画」に準じ、「広島市環境マネジメントシステム」によりエネルギー使用量等の削減のための具体的な行動を掲げ、取組を行う。さらに、教育機関等においては、事務局からの通知に基づき電気の適切な使用について取り組むとともに、設備の点検・整備・清掃等により、エネルギー使用量削減を図る。加えて「広島市公共施設等ESCO事業導入ガイドライン」に基づき、教育機関等においてESCO事業等の導入手法を積極的に活用する。

⑷　温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値(*8)の活用等）

特になし。

⑸　温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

広島市で策定している「広島市地球温暖化対策実行計画」に準じ、「広島市環境マネジメントシステム」によりエネルギー使用量等の削減のための具体的な行動を掲げ、取組を行う。さらに、教育機関等においては、事務局からの通知に基づき電気の適切な使用について取り組むとともに、設備の点検・整備・清掃等により、エネルギー使用量削減を図る。加えて「広島市公共施設等ESCO事業導入ガイドライン」に基づき、教育機関等においてESCO事業等の導入手法を積極的に活用する。

５　その他の取組

①学校等施設におけるエネルギー使用量の削減を推進する。
②ごみ排出量の削減、リサイクル、紙の使用量の削減を推進する。
③環境配慮型物品の購入・使用・再生紙の利用を推進する。
④公用車の使用燃料の削減、効率の良い公用車の利用を推進。

*7　原単位とは、温室効果ｶﾞｽ排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。
*8　環境価値とは、ｵﾌｾｯﾄｸﾚｼﾞｯﾄ制度等により、温室効果ｶﾞｽの排出削減等を行うﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄを通じて生成される温室効果ｶﾞｽの削減量等をいう。なお、温室効果ｶﾞｽみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。